別表 1

(1) 医療関連事業

| (1) 医療関連 事業名 | 事業者等名 | 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助率 |
|---|---|---|---|---------|
| 病院の入院患 者に対する歯 科保健医療推 進事業 | 病院 | 病院に入院する患者の入院期間短縮等を図るため、当該医療機関が行う医科歯科連携による歯科保健医療に必要な次の経費 (1)病院の入院患者に対し、口腔ケアを実施するために、患者や医科・歯科の医療従事者との調整を行うための人件費等 (2)病院の入院患者に対して行う口腔ケアを、外部の歯科診療所等に依頼する場合の報償費、委託料等 | (1)について 8,072円/人・日 (2)について 8,800円/人・日 | 10/10以内 |
| 認知症等入院 患者への歯科 医療研修会支 援事業 | 県歯科医師会 | 認知症等入院患者への歯科医療に資する研 修会に必要な賃金、報償費、旅費、需用 費、役務費、使用料及び賃借料等 | | 10/10以内 |
| がん患者、糖 尿病患者等に 係る医科歯科 連携研修会支 援事業 | 福島歯科医師 会、会津若松歯 科医師会 | がん患者、糖尿病患者等に係る医科歯科連 携に関する研修会に必要な賃金、報償費、 旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料 等 | 500千円 | 10/10以内 |
| 魅力的な臨床 研修プログラ ム作成事業 | 臨床研修病院 | 臨床研修病院の相互乗り入れの推進や研修内容のさらなる充実化を図るために必要な次の経費 (1) 臨床研修病院間の相互乗り入れによる研修を推進するため、研修医院所研修方法的、研修理路、可以表別である場合に必要なでである場合に必要なでである。)、礼金、大学病院である場合に必要なでである。)、礼金、大学病院である場合に必要な設備を整備するための情品購入費等(2)臨床研修に必要な設備を整備する医療情報検索システムの購入費等(3)臨床研修プログラムの作成に要する経費(4)臨床研修プログラムの作成に要する経費(人件費、旅費、委託料等) | (1)について 2,100円/人・日 ただし、研修医1人 につき120日分を上 限とする。 (2)について 5,000千円 (3)について 100千円/臨床研修 医1名 (4)について 2,000千円 | |
| 専門研修設備 整備支援事業 | 医療機関 | 専門研修基幹施設及び専門研修連携施設の 新設に当たって必要な備品購入費等 | 5,000千円 | 2/3以内 |
| 県内定着のた めの普及・啓 発事業 | 実ででは、 実ででは、 実ででは、 実ででは、 実ででは、 実でできるがない。 までは、 実でできるがない。 では、 では、 では、 では、 でいるできるがない。 でいるできるがない。 でいるできるがない。 でいるでは、 でいるできるがない。 でいるできるがは、 でいるできるが、 でいるでは、 でいるでいるできるが、 でいるでは、 でいるでは、 でいるできるが、 でいるできるが、 でいるできるが、 でいるでは、 でいるできるが、 でいるできるが、 でいるでは、 でいるできるが、 でいるでは、 でいるできるが、 でいるではなでは、 でいるではなではなではなではなではなではなではなではなではなではなではなではなではなで | | ※補助事業者の定 める旅規でを 関する が が は が は に を い な に れ た と れ た と れ に る れ た と れ た と れ た と れ と も と も と も と と り と り と り と り と り と の る る る る る る る る る る る る る る る る る る | |

| 病化・進基事の連名を備をしている。 | 病院 | 地域区の大学を発生している。 では、大学の大学を表している。 は、大学を表している。 は、大学を大学を表している。 は、大学を大学を表している。 は、大学を大学を表している。 は、大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大 | (1) ① ① ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 | (1)について 1/2以内 (2-1)について 1/2以内 (2-2)について 1/3以内 2について 1/2以内 |
|-------------------|----|--|---|--|
|-------------------|----|--|---|--|

Γ

| 病化進解業の機携を必要を表する。 | 病院 | 1 (に ・ のまき) は は で で で で で で で で で で で で で で で で で | 1 地域医療構想 (公本) 1 示保 (大田) 2 (1 元子) 2 (1 | 1 1/2以内 |
|---------------------------|-------------------------------|---|--|---------|
| 医業承継診療 所施設設備整 備支援事業 | 医業承継バンク により承継され 開業する診療所 | 医業承継バンクによりマッチングされ、「初期救急医療」または「在宅医療」の確保に寄与し、新規開業する診療所の施設構整備に係る費用を補助する。医年以内に着手されるものを対象とする。 1 施設の改装にかかる費用等2 医療機器の購入にかかる費用等3 その他医業の承継にかかる費用等3 その他医業の承継にかかる。 なお、補助決定後5年を経過する前については別に定める。なお、補助決定後5年を経過する前にの返該療所が閉院となった場合は、補助金の返還を求める場合がある。 | 40, 000千円 | 1/2以内 |
| 12誘導心電 図伝送システ ム導入事業 | 医療機関及び消 防機関 | 12誘導心電図伝送システム導入に必要な 心電計本体(付属品を含む。)及びアカウ ント料 | 1,500千円 | 2/3以内 |
| | | | | |

| 地域医療研修 支援事業 | いわき市 | 地域医療に関心のある医学生を対象とする、へき地診療所等の地域医療の現場視察や地域住民との交流など、体験の場を提供する研修会に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料。 | 1. 507千円 | 10/10以内 |
|--|---|--|--|--|
| 特定行為研修 推進事業 (研修受講促 進) | 医療機関、介護 保険施設、訪問 看護ステーショ ン等 | 看護師の特定行為研修の受講に必要な以下 の経費 (1) 受講料 (2) 旅費及び宿泊費 (3) 代替職員の人件費(訪問看護ステーションに限る) | 円/人 (2)について85千円 /人 | 10/10以内 |
| 特定行為研修 推進事研 指定事 制力 指 動力 接) | 特定行為指定研修機関 | 指定研修機関が研修を継続実施するために必要な以下の経費 (1)研修実施に必要な機器・備品等整備費(シミュレーター等) (2)eラーニング継続実施のために必要となる委託料、契約料、使用料 | (2)について 以下の①~③によ り算出した合計額 ①基本経費 | (1)について 1/2以内 (2)について 10/10以内 |
| 感染管理認定 看護師教育課 程運営費補助 事業 | 感染管理認定看 護師教育課程運 営機関 | 教育課程の運営に必要な人件費、報償費、 旅費、需用費、役務費、使用料・賃借料、 委託料等 | 上限2,000千円/月 (24,000千円/年) | 10/10以内 |
| 寄附講座設置 支援事業 | (1)単独の市町 村又は、複数の 市町村等で構成 される一部事務 組合等 (2)医療機関 | (1)地域医療の研究と地域の医療機関の支援を目的に県外の大学に寄附講座を設置し、 県内の公的又は中核的医療機関に対し、常 勤又は非常勤医師を派遣するために必要な 寄附金等 (2)県内の専攻医の確保等を目的に県外の大 学に寄附講座を設置し、県外から専攻医指 導の常勤医師を招へいするために必要な寄 附金等(人件費を除く) | (1)上限30,000千円 (2)上限10,000千円 | |

| 多職種連携推進事業 | 医療福祉関連教 育施設及び関連 団体 | 研修等の実施に係る報償費、旅費、需用 費、役務費、使用料及び賃借料 | 1,000千円/施設・ 団体 | 1/2以内 |
|-------------------------------------|--|--|-----------------------|---------|
| リハビリテー ション機器活 用人材育成事 業 | (一社)福島県 理学療法士会及 び(一社)福島 県作業療法士会 | リハビリテーション従事者の資質向上を図るため、リハビリテーション機器に対する 理解を深めるための研修会等に必要な経費 (研修会等に必要な賃金、報償費、旅費、 需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借 料等) | 500千円 | 2/3以内 |
| 小児平日夜間 救急医療支援 事業 | 西白河地方市町 村会及び白河厚 生総合病院 | 平日夜間の夜間小児外来の運営に必要な人 件費等 | 21,000円×診療日 数 | 1/4以内 |
| 小児科以外の 医師等を対象 とした小児救 急研修事業 | 郡市医師会 | 救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の 実施に必要な講師報償費、会場使用料等 | 300千円 | 10/10以内 |
| 在宅医療推進事業 | 病院、医科· 療務 養関係 団体 | 県内の在宅医療の推進を図るため、医療機関及び医療関係団体等が実施する取組に必要となる次の経費 (1)地域包括ケア・在宅医療に関わる従事者の連携・資質向上に資する研修会に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等 (2)在宅医療やかかりつけ医等の普及・啓発に資する取組に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等 (3)医療従事者向けの在宅医療導入研修に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等 (4)訪問診療医のグループ化や急変時受入医療機関との連携に向けた検討会等に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等 | (1)~(4)の合計 2,000千円 | 10/10以内 |

| | 1 | | | - |
|-----------------------------------|---|--|--|---------------|
| 訪問看護推進事業 | 福島県訪問看護連絡協議会 | 訪問看護連絡体制を整備するために必要となる次の経費 (1) 訪問看護利用者等からの相談対応及び関係機関との連絡調整業務を行うための窓口設置に必要となる人件費、旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等 (2) 訪問看護に関する実態や課題を把握し、その対策を検討するための検討会等に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等 | (1)について 4,000千円 (2)について 500千円 | 10/10以内 |
| 地域連携体制 支援事業 | 病院 | 退院支援部門の設置運営に必要な次の経費 退院支援部門に新たに配置した専従職員 (看護師、社会福祉士、精神保健福祉士) の人件費 | 2, 000千円 | 10/10以内 |
| 在宅医療基盤 整備事業(在 宅医療機器) | | 在宅医療提供体制強化のため、訪問診療、 訪問歯科診療、訪問看護に必要な医療機器 を整備するために必要な備品購入費等 | 2, 900千円 | 2/3以内 |
| 在宅医療基盤 整備事業(訪問診療車) | | 在宅医療の推進のために必要な訪問診療車 の整備に必要な備品購入費等 ※詳細については別に定める | 2,000千円/台 | 2/3以内 |
| 在宅医療エキ スパート薬剤 師人材育成強 化事業 | 県内薬剤師会 | 無菌調剤等に対応できる在宅医療エキスパート薬剤師の育成に関する研修会等を実施するための報償費、旅費、会場費等 | 500千円 | 10/10以内 |
| 医療と介護の 連携強化事業 | 病院、診療所、 薬局、訪問看護 ステーション、 居宅介護事業所 等 | 医療機関及び介護事業者がICTを活用し、在 宅患者の情報を共有するために必要な設備 整備に要する経費(需用費、委託料、備品 購入費等) | 500千円/施設 | 1/2以内 |
| 地域医療提供 体制強化事業 | 医療機関 | 二次医療圏の医療提供体制の維持・強化を図るため、医療機能の向上に資する医療機関の施設、設備整備するために必要な次の経費 (1) 小児医療を担う施設(※1) が必要な医療機器を整備するために必要な備品購入費等 (2) 院内助産所または助産師外来を有する、もしくはこれらの新規開設を予定する医療機関(※2) に必要な工事請負費(増改築、改修等)及び備品購入費等 | (1)について 10,000千円 (2)について 施設 5,040千円 設備 3,811千円 | 1/3以内 |

| | | 在宅医療に係る医薬品の供給及び応需体制 を強化するために必要な薬局設備の整備費 用及び薬剤師の研修費用等 | (1)について 9,000千円 | (1)について 2/3以内 |
|---------------------------|-----------------------------|--|--------------------|--------------------|
| 無国調剤至登 備支採虫業 | 県薬剤師会及び 県薬剤師会に所 属する薬局 | (2)女宝キャピネットを登偏するために必要 な工事費、工事事務費等 | , | (2)について 2/3以内 |
| | | (3)地域の調剤薬局薬剤師に対して無菌調剤に関する研修会を実施するための報償費、旅費、会場費等 | (3)について 500千円 | (3)について 10/10以内 |
| 理学療法士等 医療従事者確 保推進事業 | 医療関係団体 | 理学療法士等の職種に関する理解促進のためのイベント開催等に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等 | 100千円 | 10/10以内 |
| 専門研修プログラム策定支援事業 | 医療機関 | 専門研修プログラムの策定に必要な経費 (人件費、旅費、委託料等) | 2,000千円 | 10/10以内 |

(※1)民間病院を除く。(※2)浜通りの医療機関を除く

(2) 介護施設等の整備に関する事業

| 介護施設等の 施設開設準備 経費等支援事 業 | 市町村、民業者 | 3間事 | (2) 特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料(リース・レンタル費)見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(Wi-Fi工事、インカム)、記録業務、情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用(購入又はリース)等。 | 地域医療介護総合 確保基金(介護総施 設等の整備に関関 る事業)実施要綱 4に定める算定方 | 定額 |
|--|---------|-----|---|---|----|
| 既存の特別で表している。では、一般では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の | 市町村、民 | 引 | 購入費等を含む。 (2) 特別養護老人ホーム等の看取り環境又は 共生型サービス事業所の整備のための改修 に必要な工事費又は工事請負費及び工事事 務費(工事施工のため直接必要な事務に要 | 別地確設るは、要に医療金のでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな | 定額 |

| 介お口感対護けナ染策を表示している。 では、大変を表でしている。 では、大変を表でしている。 では、大変を表でしている。 では、大変を表でしている。 では、大変を表でしている。 では、大変を表でしている。 では、大変を表でしている。 では、大変を表でしている。 では、大変を表でしている。 では、たる、なる。 では、たる、なる。 では、なる。 では、なる。 では、なる。 では、なる。 では、なる。 です | 市町村、民間事 | (1) 情報を表現しています。 (1) 情報を表現しています。 (2) を設ける。 (2) を設ける。 (2) を表現して、大の事が、等力のでは、大の事が、、ののでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大ので | 別地確設る4法要に域保等事ににとの業定と認めない。 で医基の業定よ認めが一個では、 をでは、 をでは、 をでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | 1/3以内 |
|--|-----------|---|---|-------|
| 介護職員の宿 舎施設整備事 業 | 市町村、民間事業者 | 特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備 (宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事事費又は認めた整費と認事請負要な工事施工のためで大事務のでは、事務では、本事費をでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個 | 別に定療介 を を を を を を を を を は に を を の き の き の き の き の き の き の き ま で に と る も に に る も は に に ら る り ま り め り と り と り と り と り と り と り と り と り と | 1/3以内 |

(3) 介護人材確保対策事業

| (3) 介護人材確保対策事業 | | | | | |
|-------------------------------------|--|--|----------------------------------|------------------|--|
| 事業名 | 事業者等名 | 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助率 | |
| 地域における 介護のしごと 魅力発信事業 | 市町村 | 学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | (市町村) 3,000千円以内で別 に知事が定める額 | (市町村) 10/10以内 | |
| 若者・女性・ 高年齢者な世代を 対象をした介 護事業 | 市介護域及的に第二年 では、体にびな関ニューのでは、本にがないののののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののは、ののは、 | 将来の担い手たる若者(小中学生・高校生・大学生・就活中の者等)や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料。 | 625千円以内で別に 知事が定める額 | 4/5以内 | |
| 助け合いによ る生活支援の 担い手の養成 事業 | 医療・及けるのでは を を を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の | 高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を 行うために必要な報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 625千円以内で別に 知事が定める額 | 4/5以内 | |
| 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業 | 市町村、老人クラブ連合会等 | 地域の支え合い・助け合い活動の継続のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経費に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 625千円以内で別に 知事が定める額 | 4/5以内 | |

| 介護未経験者 に対する研修 等支援事業 | 医体にびな関ニ4設法・及け護保る第にを介びるのの法3定運団地療合進」、るす域及的に第第施る | (1)(主催事業)介護職員初任者研修の主催者が定める受講料(事業者が研修機関に受講料又は業員が負担した支給・金)(2)(主催事業)介護福祉士資格取得に係る実務者修の主催者が定める受講料又に変調を力して、会議を受講料に直接支払った受講料以に重接支払が負担した受講料に直接支払対して、会議を受講料に直接支払対して、会議を受講とのののでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので | (1)60千円/人以内 (2)150千円/人以内 (3)60千円/人以内 で別に知事が定め る額 (4)150千円/人以内 で別に知事が定め る額 | 10/10以内 |
|--|--|---|--|---------|
| 介護に関する 入門的研修の 実施等から マッチングま での一体的支 援事業 | 市町村 | 介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修や、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な取組の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 3,000千円以内で別 に知事が定める額 | 10/10以内 |
| 介護分野への 元気高齢者等 参入促進セミ ナー事業 | 市町村 | 元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施するための取組の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 3,000千円以内で別 に知事が定める額 | 10/10以内 |
| 将来の介護 サービスを支 える若年世代 の参入促進事 業 | 介護福祉士養成 施設 | 介護福祉士養成施設において、若年世代や 留学生の確保に向けた取組の強化や、介護 福祉士養成課程のカリキュラム外の取組と して、留学生に対する日本語学習等の課外 授業の実施に必要な専門員の人件費、報償 費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用 料及び賃借料 | (専門員を配置する場合) 2,500千円 以内 (専門員を配置し ない場合は500千円 以内) で別に知事が定め る額 | 10/10以内 |
| 多様な人材層 に対する介護 人材キャリア アップ修支 援事業① | 医体にびな関ニ4等条ののは第一条ののの法3定運動地療合進」、るすのの法3定運動地療合進項の営力を変けるがは、のの法3定運動地療合進すの対象がは、のは、ののは、ののは、ののは、ののは、のののは、のののは、のののは、のの | 中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修、各施設・事業所における、介護職員のキャリアツに係る助言・支援(人事考課や賃金制度を含めた職員面談等)を行う職員を育成するための研修及び小規模事業者の研修の実施に必要な報償費、無費、表記料、使用料及び賃借料 | 625千円/研修以内 で別に知事が定め る額 ただし、1法人につ き申請できる研修 は3つまでとする。 | 4/5以内 |

| 多様な人材層 に対する介護 人材キャリア アップ研修支 援事業② | 医療・及びるのでは を を を を ないるのでは で で を で で で の の の の の の の は は の の の の は は の の の は は の の の は は の の の に る に 。 に る 。 に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 | (1) 中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援(人事考課や賃金制度を含めた職員面談等)を行う職員を育成するための研修及び小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための研修(2) 認定介護福祉士養成研修の受講に必要な | (1)30千円/人以内 (2)150千円/人以 内 で別に知事が定め る額 | (1) 4/5以内 (2) 10/10以内 |
|--|---|--|---|--------------------------|
| 多様な人材層 に対する介護 人材キャリア アップ 援事業3 | 医療、ないな関連のでは、 大のでは、 大のでは、 大のでは、 大のでは、 大のでは、 大のでは、 大のでは、 大のののは、 大のののは、 3 にのでは、 大のでは、 かいでは、 大のでは、 | 旅費、需用費、負担金(研修受講に直接係るもの) (1)喀痰吸引等研修(3号研修を除く)、ファーストステップ研修(2)介護福祉士実習指導者講習会の受講に必要な旅費、需用費、負担金(研修受講に直接係るもの)ただし、修了証明書等を交付された場合に限る。 | (1)150千円/人以内 (2)60千円/人以内 で別に知事が定め る額 | 10/10以内 |
| 各種研修に係 る代替要員の 確保対策事業 | 「地域に介強保の にがななな にがなな にがなな で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 介護職員の質の向上とキャリアパスを図る 観点から、現任職員が多様な研修に参加す ることが可能となるよう、研修受講中の代 替要員確保のために必要な研修代替要員の 人件費 | 250千円以内で別に 知事が定める額 | 10/10以内 |
| 介護支援専門 員資質向上事 業 | 「地域びな関係と にが介確するの に第一のの に第二のの は第二のの は第二のの は第二の は で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 介護支援専門員の法定研修(介護支援専門 員実務研修、介護支援専門員専門研修、介 護支援専門員再研修、介護支援専門員更新 研修、主任介護支援専門員研修、主任介護 支援専門員更新研修)の受講に必要な旅 費、需用費、負担金(研修受講に直接係るも の) ただし、修了証明書等を交付された場合に 限る。 | 60千円/人以内で 別に知事が定める 額 | 10/10以内 |
| 潜在介護福祉 士等の再就業 促進事業 | び介護の総合的 な確保の促進に 関する法律」第 二条第3項、第 | 潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 625千円以内で別に 知事が定める額 | 4/5以内 |
| 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業 | | (1)介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための研修の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料(2)(1)の研修の受講に必要な旅費、需用費、負担金(研修受講に直接係るもの) | (1)625千円以内 (2)30千円/人以内 で別に知事が定め る額 | 4/5以内 |

| 地域包括ケア システム構 築・る人資 する、資 成・業 | 医体にびな関ニない 大谷 では できない できない できない できる | (1)地域包括ケアシステムの構成要素である 生活支援の担い手やサービスの開発等を行 う人材(生活支援コーディネーター)育成 等のほかそれを全体で調整する地域包括技 援センター職員及び医師、強連携を推進 するための人材(医師、PT、管理栄養士等)の資質、向上に資需用 管理栄養士等)の資費、旅費、ST修の 実施に必要な報償費、旅費、需用 費、委託料、使用料及び實は精費、需用 (2)(1)の研修の受講に直接係るもの) | (1)625千円以内 (2)30千円/人以内 で別に知事が定め る額 | 4/5以内 |
|--|--|--|---|---------|
| 認知症高齢者 等権利擁護人 材育成事業 | 市町村 | 認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 500千円以内で別に 知事が定める額 | 10/10以内 |
| 介護事業所に おけるハラス メント対策推 進事業 | 市町村 | 介護事業所における利用者等からのハラスメントへの対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 500千円以内で別に 知事が定める額 | 10/10以内 |
| 介護予防の推 進に資する専 門職種の指導 者育成事業 | リハビリテ ー ション関係団体 | 専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 625千円以内で別に 知事が定める額 | 4/5以内 |
| 若手介護職員 交流推進事業 | 市町村 | 若手介護職員(経験年数概ね3年未満)が 一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職 員同士のネットワークを構築するととも に、介護職の魅力を再確認するなど、若手 介護職員の離職を防止するための取組の実 施に必要な報償費、旅費、需用費、役務 費、委託料、使用料及び賃借料 | 2,000千円以内で別 に知事が定める額 | 10/10以内 |
| 新人介護職員 に対するエル ダー、メン ター制度等導 入支援事業 | 市町村 | 介護事業者に対し、新人介護職員の定着に 資する制度実施のための研修を行い、早期 離職防止と定着促進による介護サービスの 質の向上を図るための報償費、旅費、需用 費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 3,000千円以内で別 に知事が定める額 | 10/10以内 |

| 管理者等に対する雇用管理 改善方策普 及・促進事業 | 市介「医総促律項め営・びるのの法3定運・びるのの法3定運 | 介護事業者の各種制度 (労働法規、賃金、 労働時間、安全衛生、育児・介護 休業制度 等)の理解促進や、女性が働き続けること のできる職場づくりの推進、ICT活用に よる介護従事者の負担軽減と迅速な利用者 情報の共有化による事務作業省力化等の ストプラクティスの普及など、具体的な必 用管理改善の取組みを実施するために必要 な報償費、旅費、需用費、役務費、委託 料、使用料及び賃借料 | 625千円以内で別に 知事が定める額 | 4/5以内 |
|---------------------------------|------------------------------|---|--|---|
| | | 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料(リース・レンタル費) | 移乗支援(装着型・非装着型)、 入浴支援1,000千円/台) 上記以外300千円/台 | 1/2以内 (少なくとも見 守りセン サー、インカ ム・スマート フォン等のICT 機器、介護記 |
| | | 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(Wi-Fi工事、インカム) | 7, 500千円/事業所 | 録点従員制行にケ持員の担るこで、ソン活のの効と利の向休保減組をるいり、ア・の確軽取といり、アー・のでは、のし、関係のと、ア・ののでは、ア・ののでは、ののでは、ア・ののでは、ア・ののでは、ア・ののでは、ア・ののでは、ア・ののでは、ア・ののでは、ア・ののでは、ア・の |

| 介護テクノ支援・事業 | 介護事業所(介護事業所は基本) | 記録業務、情報共有業務、請求業務を原則 一気通貫で行える介護ソフト及びタブレッ ト端末等に係る導入費用(購入又はリー ス)等 | 職員数が (1)1名以上10名以 下の場合1,000千円 /事業所 (2)11名以上20名以 下の場合1,600千円 | を提供している。 (2) ケ仕にを (2) ケ仕にを 標した が が が が が が が が が が が が が が が が が が が |
|-------------------------------------|---|---|---|--|
| 介護事業所に 対する業務改 善支援事業 | 介護事業所(介 護保険法に基づ く全サービスを 対象とする) | 生産性向上ガイドラインに基づき業務改善 に取り組む介護事業所に対して、第三者が その取組を支援するための費用 | 300千円/事業所 | 1/2以内 |
| 介護従事者の 子育て支援内 ための施設運営 支援事業 | 「地域にが強い。 「地域及的に第二年 「大きなのでは、 はでは、 はでは、 はでは、 はでは、 はでは、 はでは、 はでは、 | 介護施設・事業所における保育施設等の運営(複数の介護事業者による共同実施も含む)に必要な人件費(保育士等)、委託、雇用保険法施行規則(昭和50年計労働省令第3号)第116条の規定に基づく支援等助成金(事業所内保育施設置営等支援助成金)取は子ども・子育て支援項の規定に基づく仕事・子育に立支援事業(企業主導型保育事業助成金)の支給を受けている介護施設・事業所については、本事業の対象外となる。 | 別に知事が定める 額 | 2/3以内 |
| 離島・中山間 地域等におけ る介護人材確 保支援事業 | 市町村 | 人口減少や高齢化が 急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保のため、(1)地域外からの就職の促進(赴任旅費、引越等に係る費用の助成)、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招へい(2)介護従事者の資質向上の推進(3)高齢者の移動を支援する担い手の確保の取組の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 3,000千円以内で別 に知事が定める額 | 10/10以内 |